○農林水産省告示第千四百十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成二十二年五月十二日農林水産省告示第七百三十三号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成二十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年五月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表を次のように改める。

補助金等の予算科目	事務の内容
農山漁村地域整備交付金	一　法第五条の規定による補助金等の交付申請書の提出時期の決定及びその申請の受理 二　法第六条第一項及び第三項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、補助金等の交付の申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項の規定による補助事業等に要する経費の配分の変更の承認、補助事業等の内容の変更の承認、補助事業等の中止又は廃止の承認並びに補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示に関する事務のうち、申請又は報告に係る書類等の受理及び審査並びに必要に応じて行う現地調査等 四　法第八条（法第十条第四項及び第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知 五　法第九条第一項の規定による補助金等の交付の申請の取下げの受理 六　法第十二条の規定による補助事業等の遂行状況に関する報告の受理 七　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令 八　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令 九　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による補助事業等の実績報告書の受理 十　法第十五条の規定による補助金等の額の確定及び通知に関する事務のうち、補助事業等の成果の報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知 十一　法第十六条第一項の規定による補助事業等の是正措置命令の通知 十二　法第二十二条の規定による補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に規定する漁港施設、漁業集落環境整備施設、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条に規定する海岸保全施設及び海岸環境整備事業で整備する各施設のうち漁港に係るものを除く。）の処分の承認 十三　法第二十三条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査若しくは関係者に対する質問
地域自主戦略交付金	一　法第五条の規定による補助金等の交付申請書の提出時期の決定及びその申請の受理 二　法第六条第一項及び第三項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、補助金等の交付の申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項の規定による補助事業等に要する経費の配分の変更の承認、補助事業等の内容の変更の承認、補助事業等の中止又は廃止の承認並びに補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示に関する事務のうち、申請又は報告に係る書類等の受理及び審査並びに必要に応じて行う現地調査等 四　法第八条（法第十条第四項及び第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知 五　法第九条第一項の規定による補助金等の交付の申請の取下げの受理 六　法第十二条の規定による補助事業等の遂行状況に関する報告の受理 七　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令 八　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令 九　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による補助事業等の実績報告書の受理 十　法第十五条の規定による補助金等の額の確定及び通知に関する事務のうち、補助事業等の成果の報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知 十一　法第十六条第一項の規定による補助事業等の是正措置命令の通知 十二　法第二十二条の規定による補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に規定する漁港施設、漁業集落環境整備施設、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条に規定する海岸保全施設及び海岸環境整備事業で整備する各施設のうち漁港に係るものを除く。）の処分の承認 十三　法第二十三条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査若しくは関係者に対する質問

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の平成二十二年五月十二日農林水産省告示第七百三十三号の規定は、平成二十四年度予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十八年六月二十日農林水産省告示第八百八十一号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年五月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦